

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
28	常滑市 後期高齢者医療に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

常滑市は、後期高齢者医療に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

常滑市長

## 公表日

令和7年1月20日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療に関する事務
②事務の概要	<p>高齢者の医療の確保に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を高齢者医療確保法及びこの法律に基く条例による後期高齢者医療に関する以下の事務を行う。</p> <p>①区域内に居住する者若しくは居住していた者で政令に定める者に対し、窓口での各種申請や届出等の受付。</p> <p>②後期高齢者医療の資格を有する者の資格証明書類の引渡し。</p> <p>③被保険者資格管理に必要な住基情報を、愛知県後期高齢者医療広域連合に提供し、被保険者情報の提供を受ける。</p> <p>④保険料賦課決定及び一部負担金判定に必要な所得・課税情報を、広域連合に提供する。</p> <p>⑤特別徴収候補者情報を基に特別徴収対象者を決定し、特別徴収情報を管理する。</p> <p>⑥広域連合が決定した賦課情報を管理し、保険料納入通知書等を被保険者に送付する。</p> <p>⑦徴収した保険料の収納情報を管理する。</p> <p>⑧公金受取口座情報の利用を希望する場合、情報提供ネットワークシステムを通じて情報照会を行い、振込等の事務処理に利用する。</p>
③システムの名称	後期高齢者医療システム
2. 特定個人情報ファイル名	
1.保険料情報ファイル 2.保険料期割情報ファイル 3.特別徴収基本ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表85の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8号</li> <li>・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表115の項</li> </ul> <p>【情報照会】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8号</li> <li>・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表117の項</li> </ul>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課 住所:常滑市飛香台3丁目3番地の5 電話番号:0569-47-6101(直通) ファックス番号:0569-35-4329(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉部保険年金課 住所:常滑市飛香台3丁目3番地の5 電話番号:0569-47-6114(直通)
9. 規則第9条第2項の適用	[ ]適用した
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なでない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[ ] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の留意事項等を遵守している。	
9. 監査		
実施の有無	[ ] 自己点検	[ O ] 内部監査 [ ] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[ ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[ 9) 従業者に対する教育・啓発 ] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	情報セキュリティポリシー研修を実施し、職員の個人情報保護に関する意識と知識の向上を図っている。	

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月15日	I 3法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 第59項 市町 村長又は高齢者の医療の確保に関する法律 「高齢者の医療の確保に関する法律による後 期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収 に関する事務であって主務省令で定めるもの」	番号法第9条第1項 別表第一の59 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第一の 主務省令で定める事務を定める命令第46条	事後	
平成28年10月15日	I 4②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 第80,82,83項	番号法第19条第7号 別表第二の80・82・83 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第二の 主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第43条	事後	
平成29年5月1日	公表日	2016/10/15	2017/5/1		
平成29年5月1日	I 5②所属長	保険年金課長 岩田 照巳	保険年金課長 山下 剛司	事後	
令和1年5月17日	I 5②所属長	I 5②所属長	I 5②所属長の役職名		
令和1年5月17日	IVリスク対策		様式変更による追記		
令和4年10月1日	I 関連情報	住所:常滑市新開町四丁目1番地	住所:常滑市飛香台3丁目3番地の5	事後	
令和4年10月1日	I 関連情報	ファックス番号:0569-34-4329(代表)	ファックス番号:0569-35-4329(代表)	事後	
令和5年10月17日	I 1②事務の概要	①～⑦ (略)	①～⑦(略) ⑧公金受取口座情報の利用を希望する場合、 情報提供ネットワークシステムを通じて情報照 会を行い、振込等の事務処理に利用する。	事後	
令和5年10月17日	I 3法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の59 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第一の 主務省令で定める事務を定める命令第46条	番号法第9条第1項 別表第一の59 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第一の 主務省令で定める事務を定める命令第46条 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律 第9条、第21 条、別表第二 項番42 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施の ための預貯金口座の登録等に関する法律 第 1条	事後	
令和5年10月17日	I 4②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の80・82・83 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第二の 主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第43条	番号法第19条第7号 別表第二の80・82・83 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第二の 主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第43条 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律 第9条、第21 条、別表第二 項番42 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施の ための預貯金口座の登録等に関する法律 第 1条、第2条第2項各号及び第9条	事後	
令和6年12月2日	I 1②事務の概要概要	保険証等	資格証明書類	事後	
令和6年12月2日	I 3法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の59 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第一の 主務省令で定める事務を定める命令第46条 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律 第9条、第21 条、別表第二 項番42 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施の ための預貯金口座の登録等に関する法律 第 1条	番号法第9条第1項 別表85の項	事後	
令和6年12月2日	I 4②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の80・82・83 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第二の 主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第43条 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律 第9条、第21 条、別表第二 項番42 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施の ための預貯金口座の登録等に関する法律 第 1条、第2条第2項各号及び第9条	【情報提供】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表115の項 【情報照会】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表117の項	事後	
令和6年12月2日	II 1いつ時点の計数か	平成26年12月3日 時点	令和6年12月1日 時点	事後	
令和6年12月2日	II 2いつ時点の計数か	平成26年12月3日 時点	令和6年12月1日 時点	事後	
令和6年12月2日	IV4委託先における不正な使 用等のリスクへの対策は十 分か	-	十分である	事後	
令和6年12月2日	IV5不正な提供・移転が行わ れるリスクへの対策は十分か	-	十分である	事後	
令和6年12月2日	IV6目的外の入手が行われ るリスクへの対策は十分か	-	十分である	事後	
令和6年12月2日	IV6不正な提供が行われるリ スクへの対策は十分か	-	十分である	事後	
令和6年12月2日	IV8人為的ミスが発生するリ スクへの対策は十分か	-	十分である	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月2日	IV8判断の根拠	-	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の留意事項等を遵守している。	事後	
令和6年12月2日	IV11最も優先度が高いと考えられる対策	-	9) 従業員に対する教育・啓発	事後	
令和6年12月2日	IV11当該対策は十分か【再掲】	-	十分である	事後	
令和6年12月2日	IV11判断の根拠	-	情報セキュリティポリシー研修を実施し、職員の個人情報保護に関する意識と知識の向上を図っている。	事後	